

事務所ニュース

NO 134 号

社長の年齢が高い業種・都道府県は？

◆社長の年齢と交代状況を調査

帝国データバンクから「2016年全国社長分析」が発表されました。

これは、同社が保有する2015年12月末時点の企業概要ファイル(約146万社収録)から、株式会社および有限会社114万9,108社のデータを抽出して調査を行ったものです。

◆社長の平均年齢は？

全国の社長の平均年齢は「59.2歳」で、過去最高を更新しました。1990年以降一貫して上昇を続けており、着実に高齢化が進んでいます。

業種別に見ると、最も高かったのは「不動産業」(61.1歳)で、以下、「製造業」(60.7歳)、「卸売業」(60.2歳)が続いています。

年代の分布を見ると、「不動産業」では70代・80代の社長が他業種に比べ多いことが平均年齢の高さに繋がっています。また、「製造業」では30代・40代の社長が少ない傾向が見られます。

都道府県別に見ると、最も平均年齢が高かったのは岩手県(61.3歳)で、最も低かったのは滋賀県(57.8歳)となっています。

◆社長の交代率は？

社長交代率(=1年の間に社長の交代があった企業の比率)は「3.88%」となり、3年連続で前年を上回っており、リーマン・ショック以来低下傾向にあった交代率は回復の兆しが見え始めています。

また、2015年に社長交代を行った企業の前代表の年齢は、平均で67.0歳となっています。

◆廃業か？事業承継か？

同社が行った別の調査では、休廃業・解散した企業の代表者の年齢は60代が最多、続いて70代となっており、社長の年齢が60代後半に差し掛かったタイミングでの事業承継か、その前後で休廃業・解散を選択する企業が多いことが明らかになっています。

中小企業では、以下にスムーズに事業承継を行うかが重要なポイントとなっています。

民間の保険「使用者賠償責任保険」とは？

◆契約件数が伸びている！

「使用者賠償責任保険」の契約件数が伸びているそうです。

うつ病などによる労災認定件数の増加や賠償額の高額化を背景に、大手損害保険3グループの2015年度の契約件数は前年度比約1.5倍となっています。

この伸び傾向は今後も続くものと予想されています。

◆「使用者賠償責任保険」とは？

「使用者賠償責任保険」は、労災認定された事案について、企業の安全配慮義務違反などを問われ法律上の損害賠償責任を負った場合に備えるものです。

企業が損害賠償責任を負った場合、労災保険金を上回る補償の提供や和解金の支払いのために保険金が支払われます。

近時は損害賠償額が高騰傾向にあり、1億円を超える賠償が求められるケースも少なくありません。中小企業の場合、これだけの金額を支払えば経営の危機に至ることも想定されます。

こうしたリスクへの備えとしてニーズが高まっている

◆リスクを勘案した検討を

労働災害が発生する危険性は全企業にありますので、すべての企業において使用者賠償責任保険への加入を一度検討する必要があると言えるでしょう。

保険料と自社の業種や規模、これまでの労働災害の発生状況等から考えられるリスクを勘案して加入を検討してみることが、今後のリスク回避のための一助となるかもしれません。

雇用保険法等の改正でどう変わる？

◆1月下旬に国会上册

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が1月29日に国会に上程されました。これにより、雇用保険法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の改正が予定されています。

雇用保険の適用対象者が拡大されるなど、企業にとって影響のある改正になります。具体的な改正事項として下記の項目が盛り込まれています。

◆失業等給付に係る保険料率の見直し

失業等給付に係る雇用保険料率の引下げ（改正前1.0%→改正後0.8%）が行われます。（施行：平成28年4月1日）

◆育児休業・介護休業等に係る制度の見直し

多様な家族形態・雇用形態に対応するため、（1）育児休業の対象となる子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間にある子等）、（2）育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等が行われます。（施行：平成28年4月1日）

介護離職の防止に向け、（1）介護休業の分割取得（3回まで、計93日）、（2）所定外労働の免除制度の創設、（3）介護休暇の半日単位取得、（4）介護休業給付の給付率の引上げ（賃金の40%→67%）等が実施されます。（施行：平成29年1月1日、介護休業給付の給付率の引上げは平成28年8月1日）

◆高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保およ

び就労環境の整備

65歳以降に新たに雇用される者も雇用保険の適用対象となります（保険料の徴収に関しては平成31年度分まで免除）。（施行：平成29年1月1日）

シルバー人材センターにおける業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り週40時間までの就業が可能になります。（施行：平成28年4月1日）

◆妊娠した労働者等の就業環境の整備

妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられます。（施行：平成29年1月1日）

その他、雇用保険の就職促進給付の拡充（再就職手当の給付率の引上げ等）が予定されていますので、企業としては今後、規定変更などの実務対応が必要となってきます。

3月の主な税務と労働の手続き続

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

15日

- 個人事業税の申告
- 個人事業所税の申告
- 所得税の確定申告期限
- 確定申告税額の延納の届出書の提出

31日

- 健保・厚年保険料の納付
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）
- 個人事業者の消費税の確定申告期限

～当事務所よりお知らせ～

1. 健康保険料は、3月分（4月支給分）より料率変更になります。（若干引き下げ）
2. 雇用保険料は、4月1日以降の賃金締め分の賃金より料率変更になる予定。（若干引き下げ）